

高松市監査委員告示第7号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年3月31日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	中村順一
同	岡下勝彦

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成19年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 介護老人保健施設こくぶんじ荘の運営管理について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部健康福祉総務課こくぶんじ荘

ア 措置通知日 平成21年3月18日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 個別の未収金台帳管理を行い、年度末に未収金残高一覧表を作成すべきもの

個別の未収金台帳管理を行い、年度末に未収金残高一覧表を作成すべきものについては、未収金残高一覧表を作成し、調定減額処理漏れによる未収金の超過額については、減額処理を行った。